

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	垣見 (垣見町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域も農家の高齢化が進み、後継者不足が深刻な課題となる中、平成4年に集落営農組合を設立。平成18年に特定農業団体に認定。令和元年9月2日に農事組合法人 花垣の里 垣見を設立。現在設立5年を経過。農業用施設、機械も依然とて前営農組合、改良組合の借用状態。法人の資金面を考慮し法人に集中し一本化を図る。又農作業の従事者が年々限られてきており世間の定年延長と組合員の高齢化が懸念される。又農業資材、肥料、農薬等農業を取り巻く経費負担が重く採算面も課題である。自助努力ではカバーしきれなくなった時の経営面の不安を感じる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在は法人が中心の経営体となり水稲はもとより、麦、大豆の転作についても法人が事業主体となって生産を行い垣見町の農業を維持継続させて行きたい。昨年、育苗用ハウスを新設し苗の育苗が終わった空きハウスと残地の有効利用を検討。将来的に果樹はブドウ、梨、イチジクの栽培(昨年市のバスで水口を視察3名参加)。所得向上では、水稲の硬化苗を昨年は3分の2を出芽苗に変更、今年は苗の購入を見直し種落としか自分たちでやる事でハウスの有効利用と経費圧縮で採算面の改善を図って行きたい。又、将来的に水稲の自家乾燥を検討し所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
1集落1法人で取組み済み。
(2)農地中間管理機構の活用方針
1集落1法人で取組み済み。
(3)基盤整備事業への取組方針
県営かんがい排水事業で実施済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA東能登川、市等の関係機関と連携し多様な担い手の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--